

令和7年度山形県介護テクノロジー一定着支援事業費補助金 募集要項

1 事業の目的

介護ロボットやICT等の介護テクノロジーを導入することで、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図り、介護サービスの質の向上とともに、介護人材を確保する。

2 補助対象事業者【要綱第2条】

- ・介護保険法に基づく指定又は許可を受けた山形県内の介護サービス事業所の運営者
- ・老人福祉法に基づく認可又は許可を受けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームの運営者

3 補助対象となる介護テクノロジー等【要綱第3条】

(1) 重点分野に該当する介護テクノロジー

経済産業省と厚生労働省が定める①移乗支援、②移動支援、③排泄支援、④入浴支援、⑤見守り・コミュニケーション、⑥介護業務支援等の「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等。

①移乗支援	②移動支援	③排泄支援	④入浴支援	⑤見守り・コミュニケーション
				

出典：経済産業省・厚生労働省

※ 「福祉用具情報システム」（以下「TAIS」という。）で介護テクノロジーとして選定された機器は、原則として補助対象となります。

掲載先：<https://www.techno-tais.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>
⇒「介護テクノロジーのカテゴリーから探す」

※ TAISに公表されていない機器等であっても、対象になる機器があります。事前協議書提出前に県又は県介護生産性向上総合支援センターに相談してください。

※ 「介護業務支援」にはいわゆる介護ソフトも含まれます。

【介護ソフトを導入する際の注意点】

- 介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とします。
- 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、国民健康保険中央会が実施する

ベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること、②公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであることとします。

また、いずれの情報にもない製品が申請された場合は、当該ベンダーに対し、厚生労働省の調査への回答を促すものとします。

ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト HP

(掲載先 : <https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>)

厚生労働省 介護ソフトの機能調査 HP

(掲載先 : https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_kinou)

(2) その他

(1)のほか、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等の経費を対象とします。

具体的な機器については、以下のとおりです。

- ・移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器（床走行式リフト等）
- ・介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット等）
- ・生産性向上に資する福祉用具（スライディングボード等）
- ・職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器（インカム等）
- ・バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等）
- ・バイタル測定が可能なウェアラブル端末

※「その他」の機器に該当するかどうかは、事前協議書提出前に県又は県介護生産性向上総合支援センターへ確認してください。

4 補助対象となる介護テクノロジーパッケージ型支援【要綱第3条】

3の介護テクノロジーのうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合の経費を対象とします（通信環境整備にかかる経費も支援対象に含む）。

例）「介護業務支援」に該当する機器＋「見守り・コミュニケーション」に該当する機器
⇒「介護ソフト」＋「見守りセンサー」＋「タブレット」

5 補助対象経費【要綱別表3、4】

備品購入費、リース契約料等の使用料及び賃借料（3年以上のリース契約を締結するものとし、この場合の補助対象経費は令和7年度分に係る費用に限る。）等

6 補助金の交付額【要綱別表3、4】

下記の（１）、（２）あわせて、1法人につき1,000万円を上限に補助します（1,000円未満の端数が生じた場合は切捨て）。

なお、以下に示す分野の機器等と一体的に導入するための情報端末（PC、タブレット端末）については、1台あたりの補助額は10万円以内とします。

(1) 介護テクノロジー等（1 機器につき）

(i) 重点分野に掲げるテクノロジーのみ導入する場合

事業所ごとに、事業に要する経費に4分の3を乗じた額と、以下の（ア）、（イ）、（ウ）に応じた基準額とを比較して少ない方の額（1,000円未満の端数が生じた場合は切捨て）。

（ア）移乗支援、入浴支援、その他で示すロボットは、基準額100万円

（イ）移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーションは、基準額30万円

（ウ）介護業務支援に該当する「介護ソフト」は、職員数に応じて必要なライセンス数が増減するなど、職員数により合計金額が増減する契約の場合は第1欄に定める区分ごとに第2欄に示す基準額、それ以外の方式の契約については一律250万円を基準額とします。

1 職員数（申請時点）	2 基準額
1名以上10名以下	100万円
11名以上20名以下	150万円
21名以上30名以下	200万円
31名以上	250万円

※1 訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和7年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算します。

※2 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えありません。

※3 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備、及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入する。）としますが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問看護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない。）としても差し支えありません。

(ii) 重点分野に掲げるテクノロジーに付帯して必要となる経費（wifi環境を整備する経費、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等、PC、タブレット等）も併せて導入する場合

主となる機器と付帯して必要となる経費を合算した経費に4分の3を乗じた額と以下の（ア）、（イ）に応じた基準額を比較して少ない方の額（1,000円未満の端数が生じた場合は切捨て）。

（ア）主たる機器が介護ソフトの場合は（i）の（ウ）に示す基準額。

例) 職員31名以上の施設で介護ソフト+タブレット+wifi環境整備を導入する場合
⇒基準額は250万円

（イ）主たる機器が介護ソフト以外の場合は1台当たりの基準額に導入台数を乗じた額

例) 見守り機器30台とwifi環境整備をする場合

⇒基準額は900万円（＝1機器当たりの基準額30万円×導入台数30台）

(2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

事業所ごとに、事業に要する経費に4分の3を乗じた額と、補助上限1,000万円とを比較して少ない方の額（1,000円未満の端数が生じた場合は切捨て）。

7 補助の対象にならないもの【要綱別表の留意事項】

- (1) 他の補助制度等により現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費
- (2) 既に保有している機器等の廃棄に係る費用
- (3) 機器の設置にかかる建物の改修費
- (4) 消費税及び地方交付税に係る経費
- (5) 振込手数料
- (6) 通信費

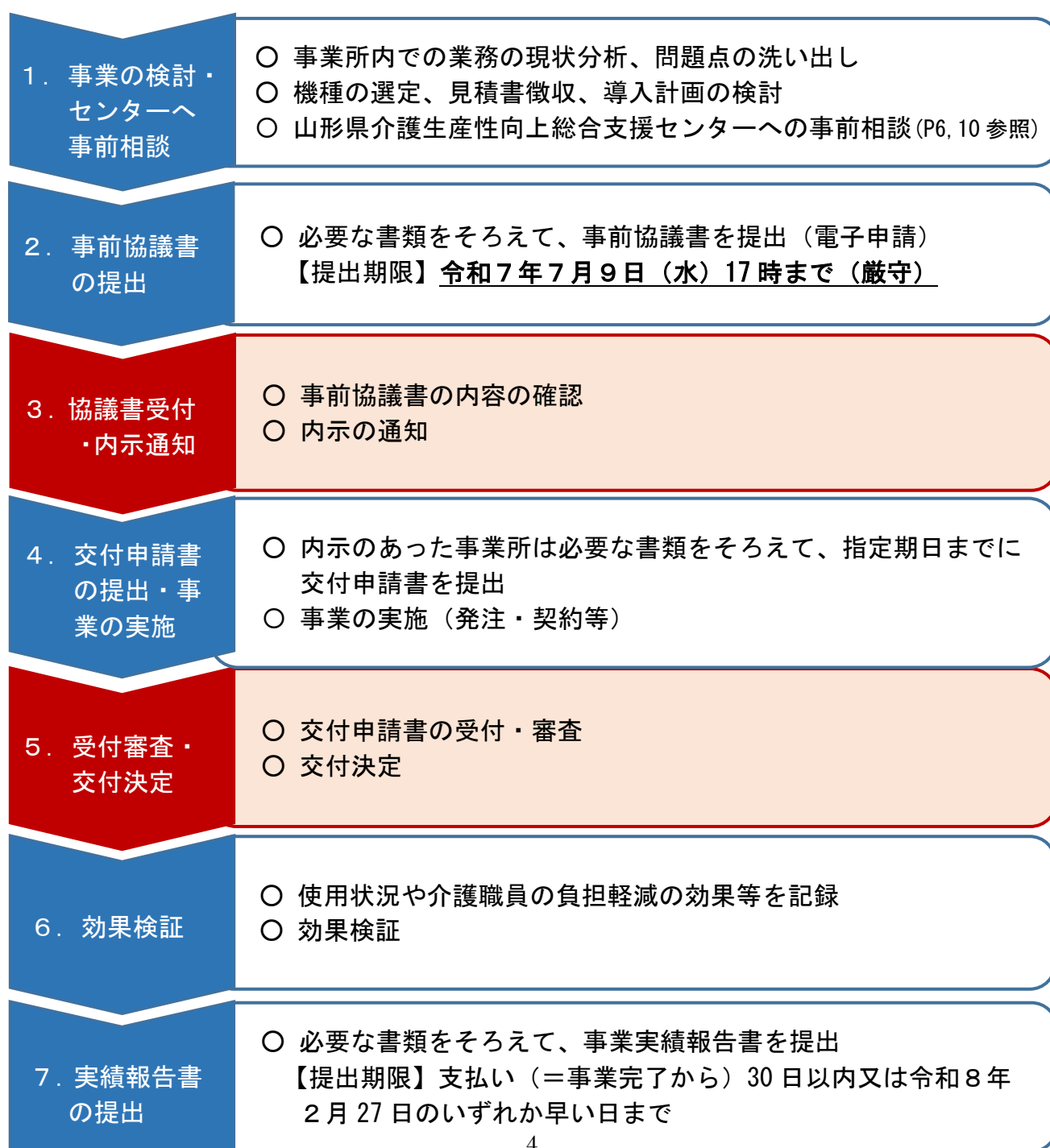
8 補助金申請の流れ



…介護事業所



…山形県



8. 審査・額の 確定・補助 金支給

- 実績報告書の審査
- 補助金額の確定・通知
- 補助金の支払い（指定口座に振込）

9. 状況報告書等 の提出

- 導入機器の状況報告書・事業実施状況調書を提出
【提出期限】事業実施年度（令和7年度）の翌年度から原則3年間、毎年度4月末まで提出すること。（1回目：令和9年4月末、2回目：令和10年4月末、3回目：令和11年4月末）

9 提出書類等

以下の書類に必要事項を記入し提出してください。申請様式等は、山形県ホームページからダウンロードできます。

（1）山形県介護生産性向上総合支援センターへの事前相談に必要な書類

No	書 類 等 名
1	業務改善計画書【別記様式第1号-1、別記様式第1号-2】

（2）事前協議に必要な提出書類

No	書 類 等 名
1	令和7年度山形県介護テクノロジー定着支援事業費補助金に係る協議について【協議様式第1号】
2	業務改善計画書【別記様式第1号-1、別記様式第1号-2】
3	所要額調書【別記様式第2号】
4	導入機器のカタログ、通信環境整備の場合にあつては工事関係資料・図面等
5	見積書の写し
6	独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言していることが分かるもの ※宣言申込後に受け取るメールの写し又は「自己宣言者サイト」にログインし、表示される申込状況画面のハードコピー等

（3）交付申請に必要な提出書類

No	書 類 等 名
1	令和7年度山形県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付申請書
2	事業（業務改善）計画書【別記様式第1号、別記様式第1号-1、別記様式第1号-2】
3	所要額調書【別記様式第2号】
4	導入機器のカタログ、通信環境整備の場合にあつては工事関係資料・図面等
5	見積書の写し
6	申請月の勤務形態の一覧表（常勤換算した職員数内訳も記載）※介護ソフトを導入する場合のみ
7	理由書（社会福祉法人の場合）
8	財産目録及び貸借対照表（社会福祉法人の場合）

(4) 実績報告に必要な提出書類

No	書 類 等 名
1	令和7年度山形県介護テクノロジー定着支援事業費補助金実績報告書
2	事業実績書【別記様式第8号】
3	精算額調書【別記様式第3号】
4	請求書等の写し
5	領収書等の写し
6	導入した機器等の写真

(5) 事業完了後、定期的に提出が必要な書類

No	書 類 等 名
1	令和7年度山形県介護テクノロジー定着支援事業費補助金状況報告書
2	事業実施状況調書【別記様式第7号】 事業実施年度（令和7年度）の翌年度から原則3年間、毎年度4月末まで提出すること。（1回目:令和9年4月末、2回目:令和10年4月末、3回目:令和11年4月末）

(6) 事前協議書提出先

電子申請システムにて、以下のURLから提出してください。

※電子メールでの提出は受け付けません。

https://apply.e-tumo.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=15861

(7) 交付申請書提出先

内示を行った事業者あてに個別にお知らせします。

10 山形県介護生産性向上総合支援センターへの事前相談【要綱第4条】

県へ事前協議書を提出する前に必ず業務改善計画書（別記様式第1号-1及び第1号-2）をセンターへ提出し、相談を行ってください。

相談スキームは以下のとおりです。

- (1) 別記様式第1号-1及び第1号-2を作成し、センターHPの「お知らせ」の「補助金申請問合せフォーム」から提出する。

センターHPのURL：<https://y-kaigoseisan.com/>

- (2) 順次相談を受ける。

- (3) 相談内容を踏まえ、県へ事前協議書類を提出。

※センターへの相談が未了の場合でも、県の締切日まで協議書類一式を必ず提出してください。

※センターでは導入すべき機器の相談等も受付けておりますので、併せてご相談ください。

11 留意事項

- (1) 介護テクノロジー導入の翌年度から、原則3年間は使用状況を報告していただきます。

- (2) 介護テクノロジーの導入事例について、県ホームページで公表します。

- (3) 申請は、法人ごとにまとめて行ってください。

- (4) 申請後、代表者や連絡責任者、連絡先等が変更になった場合、事業内容を変更する必要がある場合、又はやむを得ず申請を取り下げようとする場合には、速やかにご連絡ください。

- (5) 本事業の実施にあたっては、この要項のほか、「令和7年度山形県介護テクノロジー

一定着支援事業費補助金交付要綱」及び「山形県補助金等の適正化に関する規則」を必ずご確認ください。

- (6) 経済産業省が実施している「IT導入補助金」等、他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外となります。
- (7) 機器等の導入について、同一年度内に複数の機種を同一の目的のために使用する場合、複数の機種への補助は認められません。
- (8) 補助対象となる機器等は、販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあるものに限り（開発に要する経費は対象外）。
- (9) 採択された場合に確実に導入できるよう、必ず予算を確保してからお申込みください。
- (10) 事前協議書の内容を審査の上、結果を通知します。予算を超える申し込みがある場合は、過去の介護テクノロジー（ロボット・ICT）導入・定着支援事業費補助金の活用の有無や山形県介護事業者認証評価制度の認証・参加宣言状況、生産性向上に資する研修の参加状況等を考慮し選定させていただきます。

事前協議をいただいた事業全てを採択できるとは限りませんので、予めご了承のうえ、お申込みください。

特に、令和6年度に補助を受けた事業者については、優先順位を下げさせていただく可能性があります。

県としてより多くの事業者を採択させていただくための対応になりますので、ご理解くださるようよろしくお願いいたします。

なお、同一機器について、「令和7年度山形県ケアプランデータ連携活用促進事業費補助金」と重複して補助を受けることはできません。

12 問合せ先

- ・ 山形県健康福祉部高齢者支援課 介護人材育成担当
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1
Tel : 023-630-2189
Mail: ykorei@pref.yamagata.jp
- ・ 山形県介護生産性向上総合支援センター
〒994-0044 天童市一日町4丁目2-6
Tel : 023-664-2778